

## 品川区乳がん検診実施要綱

制定	昭和58年	7月	1日	要綱第237号
改正	平成4年	4月	1日	要綱第36号
改正	平成5年	4月	1日	要綱第25号
改正	平成12年	4月	1日	要綱第23号
改正	平成13年	3月28日		要綱第57号
改正	平成13年	9月25日		要綱第176号
改正	平成16年	4月	1日	要綱第58号
改正	平成16年10月	1日		要綱第115号
改正	平成18年	4月	1日	要綱第49号
改正	平成19年	8月	1日	要綱第103号
改正	平成21年	3月10日		要綱第55号
改正	平成23年	2月	2日	要綱第4号
改正	平成27年	3月	3日	要綱第89号
改正	平成29年	3月	9日	要綱第17号

### (目的)

第1条 品川区乳がん検診（以下「検診」という。）は、がん対策の一環として、乳がんの早期発見・早期治療を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、区民の健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

### (検診の種類)

第2条 検診の種類は、マンモグラフィ検査、乳房超音波検査、問診による検査とする。

### (検診対象者)

第3条 検診の対象者は、区内在住の34歳以上で他に受診機会のない女性とする。

### (事業の実施)

第4条 検診は、地区医師会および区の指定医療機関に委託して実施するものとする。

### (実施機関)

第5条 検診は、地区医師会および区の指定医療機関（検診車を含む）（以下「乳がん検診実施機関」という。）において実施する。

### (実施期間)

第6条 検診は、年間を通じて実施する。なお、検診日および検診時間は、乳がん検診実施機関において指定された日時とする。

### (受診回数)

第7条 検診の受診回数については、一人につき2年に1回とする。

### (費用)

第8条 検診に要する費用は、乳がん検診実施機関において、区が定めた本人負担分を

受診者から徴収し、残り全額区の負担とする。ただし、生活保護受給者が区に申し出て受診した場合は、全額区の負担とする。

(検診内容)

第9条 検査の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 40歳以上の対象者の検査項目

ア 問診

イ マンモグラフィ検査 (内外斜位方向撮影(2枚)、頭尾方向撮影(2枚))

対象者が希望した場合は、次の検査を実施する。

ウ 乳房超音波検査

(2) 34歳以上40歳未満の対象者の検査項目

ア 問診

イ 乳房超音波検査

(3) 判定

判定にあたっては、次の区分をするものとする。

ア 異常なし

イ 良性の疾患(現在のところ問題なし)

ウ 良性の疾患(経過観察)

エ 要精密検査

(区民への周知)

第10条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、区の広報紙等の掲載および乳がん検診実施機関にステッカー等の掲示をするものとする。

2 34歳以上の受診対象者に対しては、個別通知をするものとする。

(受診方法)

第11条 検診の受診対象で希望者は、区が指定する方法で受診を申し込み、受診確定後、区より送付された受診券をもって受診するものとする。

(受診後の措置)

第12条 乳がん検診実施機関は、検診結果を受診者に通知し、必要な指導を行う。

2 乳がん検診実施機関は検診の検診結果を区に報告する。

(請求手続)

第13条 乳がん検診実施機関は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は健康推進部長が別に定めるものとする。

付則

この要綱は、昭和58年7月1日から施行するし、昭和58年7月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。